

第 16 号

令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について

令和5年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の10分の1.5に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。